

## 生活循環における社会保障

山 本 真 一\*

---

Shinichi YAMAMOTO  
Social Security in Life Cycle

---

**SUMMARY :** Fundamentally, under the pressure caused by absolute pauperization, social security policies have been developed as one of the results which labor movement could obtain through the struggles.

One of the ends of social security is to guarantee people's livelihood and as far as income guarantee in a narrow sense is concerned, some of them, though they are not satisfactory, are materialized. On the other hand, speaking from the viewpoint of the whole life, as wages are devalued less than the value of labor power is worth, incomes guaranteed at the time of unemployment or after retirement etc, are entirely deficient in order to maintain both existence and reproduction of the worker. For example there still exist services for only the most handicapped, unbalance among systems stated above, big gaps in living standards, low benefits and others. These things are derived from their imperfection and fragility of the struggles led by the workers' union in Japan.

Therefore, national wide-movements are required to be started for the purpose of realizing the ends of guaranteeing people's livelihood as well as developing the labor movements much more. Eventually, it can be said that this, even though it is only one step, forces capital to concede step a towards solving some problems which W. H. Beveridge indicated.

### < 1 >

日本に於て社会保障を口にする時、自立心、自尊心を喪失した1人前でないような人間への制度という感を持ち合わせてはいないだろうか。そして同時に片方の口からかっは「仰国の為」に」といい、今日でも「会社の為」に」という言葉が聞かれないであろうか。こういう意識は、日本の政治経済の発達土台からきている所である。

人間は、エンゲルが「サルから人間になるについての労働の役割」で明らかにしたように、他の動物と本質的に異なる出発は道具を製作し言語能力を取得し、生活手段を生産することであって、人間の労働は個人のそれに尽きるものではなく、協働であった。このような過程で生成されてきた人間はいうまでもなく本来的に社会的存在である。

今日、生産は社会的生産であるが、一方で労働力を何らかの事情で失なった者、老令者、児童は商品生産にとってそれが相対的に劣等であるために参入できない場合、社会的存在であるにも拘らず、生活維持を社会的に十分保障されることはない。生活を維持する為には、雇

用されることによって得た賃金で個人的生活用品を購入し、消費することと共に道路、学校、病院、保育所、鉄道等々の社会的共同消費手段を利用することが不可欠である。そして、この生活に於て、日々の再生産と世代的再生産が遂行される。

ところで、広義にみれば、社会保障は、その理念として生活保障といえようが、昭和25年10月16日、社会保障制度審議会は「社会保障制度<sup>(1)</sup>に関する勧告」を行い、そこで「社会保障制度審議会は、この憲法の理念と、この社会的事実の要請に答えるためには、1日も早く統一ある社会保障制度を確立しなくてはと考える。いわゆる社会保障とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老令、失業、多子、その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって、最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」と、社会保障制度として、1. 社会保険、2. 国家扶助、3. 公衆衛生及び医療、4. 社会福祉をあげた。この勧

\* 島根大学教育学部家政学研究室

告に於て審議会は「生活保障の責任は国家にある。」と政府に全面的実施を勧告したが、故近藤文二教授の指摘するように「『勧告』をかくも無惨に葬り去ったものは、一言にして尽せば、再準備への前進……<sup>(2)</sup>」という日本資本主義の復活と発達の下で今日にいたるまで極めて不十分な状態である。例えば、社会保障給付支出の対国内総生産比(1971年)をみると、オランダ(20.2%)、スウェーデン(20.1%)、西ドイツ(16.3%)、イタリア(16.9%)、イギリス(13.2%)等先進国では10%~20%を占めているが、日本は5.0%と半分に遠く及ばない状態である。今日生活の相対的、絶対的窮乏化の下で、例えば、個人的消費に於ける消費の多様化、拡大化、画一化等の強制と低賃金の矛盾、そしてその矛盾の解決への個々の努力として、共稼ぎ、核家族化の進行、そして同時に労働強化による疲労、疾病、又、個人的消費を裏づける賃金収入の、解雇、配転の圧力下での不安定、社会的共同消費手段の不備等々は生活問題として多岐多様に発現している。

個人的消費の側面のみれば、住宅ローン等の支出の半強制、残業配転による家族関係の悪化や疾病などであり、最近社会問題化しているサラリーマン金融地獄出現による自殺続発等々である。社会的共同消費の側面のみれば、保育所、学童保育、公園の不備、産業優先の生活道路の不備等である。

このような現状にも拘らず、最初に述べたように、人間は社会的存在であるが、その日々の生活は未だに多く自助の原則に貫かれている。そして社会保障の貧弱さが窮乏化に寄与し、加速させているといわざるを得ないであろう。個人的生活が家族、親族を軸とした家庭にゆだねられ、その機能は家庭管理機能といわれる。この家庭管理の裁量は、主婦であるとか、あるいは家族の民主的決定による一面もあろうが、基本的には社会経済的管理下で規定されている。

## < 2 >

家庭に於ける生活は、労働力の価値として、生活手段の総額にみあう消費の実現の下で可能である。

労働力の価格(賃金)は等価であらねばならないが、価値以下である場合には、基本的な生存維持もできないことになり、労働者は絶対的に窮乏する。資本発達の歴史は価値増殖のためのあくなき圧力を剰余価値の源としての労働者にかけてきた。それに対し労働者の階級闘争は必然的に資本の譲歩をよぎなくした。今日、結果として過渡的で、理念にはほど遠いが、社会的な生活保障として社会保障政策が展開されている。労働力の価値の構成要素は、①労働者本人の生活手段、②その家族の生活手段、③労働力の養育費である。そして岸本英太郎は更に老後、疾病、事故等の所得保障、生活困難、生活危機に対する自助的備えを含めている。この労働力の価値は、その国の自然的特質と歴史的文化的段階によって規定されており、栄養、衣料、住居等の純粋に生理的欲求を充足させるに止まるならば、価値以下へ低落する。そして、社会文化的に平均的水準を満たすことができないならば、又、資本制生産は相対的過剰人口をテコとしており、その再生産は不可能である。

所得保障に関してみると、労働権の保障は1948年の世界人権宣言23条で、又、日本国憲法27条によってうたわれているが、その保障は賃金が価値以下の時実体は存在しなくなる。その保障としての最低賃金法は1959年に制定され、68年改定を経て今日に至っている。同法は第一条で「……賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を計り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上、及び……」<sup>(4)</sup>と目的をのべ、最低賃金の原則として、第3条で「最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の資金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定している。しかし現実の政策展開をみると1976年の地域別最低賃金の平均額は

<表1> 賃金、福利厚生費、労働分配率の国際比較

	時間当り名目賃金(円) 1972年	福利厚生費(製造業) 1972年	労働分配率(%) 1970年
アメリカ	1,173	31.9	47.4
イギリス	504	—	69.6
西ドイツ	689	37.2	40.9
フランス	440	56.1	—
日本	452	14.9	32.0

出所：「毎月勤労統計」「労働白書」ILO「Bulletin of Labour Statistics」国連「世界統計年鑑」アメリカ商工会議所「Fringe benefit」欧州共同体系計局「Statistiques sociales」労働省「労働者福祉施設制度等調査」より作成された諸資料より作成

<表2> 生計費の実態と理論生計費

	家計調査 (1973.9) 勤労世帯 (全国2人)	%	総評理論 生計費 (2人世帯)	
	(円)		(円)	
支出総額	190,793		254,151	
実支出	105,673			
消費支出	94,241	100	170,151	100
食料費	25,775	27.4	34,613	20.3
住居費	4,581	4.9	39,803	23.4
光熱費	2,817	3.0	4,349	2.6
被服費	9,101	9.7	37,114	21.8
雑費	44,141	46.8	54,272	31.9
保健衛生	4,782	5.1	5,711	3.4
交通通信	3,690	3.9	5,463	3.2
自動車関係	4,932	5.2	—	—
教育	445	0.5	—	—
教養, 娯楽	6,634	7.0	16,585	9.7
たばこ	848	0.9	20,400	12.0
交際費他	22,809	24.2	6,113	3.6
非消費支出	11,432		201,151	
実外支出	37,531		(預貯金) 31,000	

出所: 社会保険資料

<表3> 貯蓄の状態 (1976年)

	金融機関	金融機関外	社内預金	計
額(円)	2,950	201	161	3,151
%	93.6	6.4	5.1	100

資料: 貯蓄動向調査

1日2,122円で月額(25日)53,050円であり、産業別最低賃金では1日2,450円、月額61,250円である。この年の生活保護基準は4人世帯で1級地1類34,860円、2類17,790円、計52,650円、4級地1類25,450円、2類12,990円、計38,240円である。生活扶助の1類は、食費、被服費等各々の個人的消費に対応し、2類は光熱費、住居費等の世帯での共同消費に対応する額である。なお、この年の給与額は40~45才の全企業規模計で見ると、169,700円であり、年間賞与等が597,400円であり、生活保護基準の低劣さは人たるに値しない生活であり、社会的平均的生活の再生産は困難である。このような最低賃金制は生活保護と連動しており、この最低賃金額は労働力の価値以下への切り下げを固定的に押し止めようとする政策の表われで、最低賃金法の目的とはかけ離れ、制度的強制力をもって低賃金を正当づけているのが

<表4> 貯蓄目的別の世帯割合 (1974年)

目	的	%
病気や不時の災害の備え子		81.5
供の教育費や結婚資金		54.4
土地家屋の買入れ, 新築		32.3
老後の生活		37.3
まとまった金額の物品購入		7.4
旅行など余暇のたのしみ		8.2
納税のため		3.9
貯蓄をしていれば安心		27.3

出所: 貯蓄増強委員会

「貯蓄に関する世論調査」

現状である。

この日本の低賃金構造の存在は社会保障確立の基本条件の未成熟として押さえられる。我国の賃金水準を他の先進国と比較すると<表1>アメリカの約1/2であり、イギリス、西ドイツのいずれにも達しない。又、労働分配率(1970年)で見ても、アメリカ47.4%、西ドイツ40.9%、イギリス69.6%に対し日本は32.0%に過ぎない。そして、福利厚生費など(法定福利費、法定外福利費、休暇手当、現物給付、社会的拠出、退職金)の企業負担金は、現金給与額を100とした場合、アメリカ31.9、西ドイツ37.2、フランス56.1であるが、日本は14.9と欧米先

<表5> ライフサイクルと社会保障

資料：社会保障年鑑、賃金センサス、生活保護手帳、六法等より作成  
注：金額は1978年のもの。制度の全てをあげていない、主要なものを選んでいる。

年齢	0才	5才	10才	15才	20才	25才	30才	35才	40才	45才	50才	55才	60才	65才	70才	
国家扶助	生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児栄養食品給付</li> <li>・生活扶助</li> </ul>														
		(月 7,740円)(月 11,260円)(16,560円)(18,840円) (22,760円) (男 25,990円) (男 23,100円) (男 22,400円) (男 20,230円) (男 20,230円) (男 20,970円) ・児童手当 (月 5,000円) (女 25,930円) (女 20,320円) (女 18,960円) (女 18,180円) (女 17,120円) (女 17,870円)														
社会	健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の被扶養者給付 (7割)</li> <li>・被保険者本人 (健保 10割給付) (国保 7割給付)</li> <li>・出産手当金 (本人標準報酬月額 の 6割)</li> <li>・理葬料 (標準報酬月額)</li> <li>・分べん費 (本人標準報酬月額 の 5割、配偶者10万円、国保は助産費1万)</li> <li>・育児手当金 (本人・配偶者 2,000円)</li> <li>・高額療養費</li> </ul>														
		※5人未満の事業所は任意加入														
社会	雇用保険	※5人未満は任意加入														
		・失業給付 (求職者手当 (離職前6ヶ月 ÷ 180 × 0.8 ~ 0.6) (給付日数) 90日 → 180日 → 240日 → 300日)														
社会	年金	・遺族補償年金 (基礎日額 × 35 ~ 67%) ・遺族補償一時金 (基礎日額 の 1,000日分)														
		※資格 (20年以上の加入期間) が老令年金必要														
社会	国民年金	・障害年金 ・母子年金 ・遺児年金 ・準母子年金														
		・死亡一時金 ※資格 (25年以上の加入期間) が老令年金等必要 (3年以上加入者)														
社会	災害保険	業務災害給付 通融災害給付 ※給付基礎日額 (事故発生前3ヶ月間の扶入の賃金日額)														
		・療養補償給付 (医療給付) ・休業補償給付 (4日目より6割)														
社会	公衆衛生医療	・母子健康手帳 ・保健指導 ・新生児の訪問指導														
		公衆衛生活動 ・地域保健対策 (保健所) ・成人病予防対策 ・結核等伝染病対策														
社会	福祉	・乳児院 ・保育所														
		・児童相談所 ・養護施設等 ・児童厚生施設														
労働	労働基準法	・労働基準法														
		・育児休業法 (1年間の休職・教員、看護婦、保母)														
労働	最低賃金法	(・深夜業の禁止 ・生理休暇 ・育児時間) 等														
		・産前・産後休暇 ・時間外労働の制限 ・深夜業の禁止														
賃金	全平均業	15才 18才 20才 25才 30才 35才 40才 45才 50才 55才														
		月額 70.1 82.8 101.9 129.1 157.5 174.4 182.6 185.1 187.0 157.9 (千円) 月額 64.1 76.5 86.4 92.8 90.5 85.3 86.3 91.0 92.1 90.8 (千円)														

進国の半分以下である。

以上のような低い賃金収入が個人的消費手段購入へ向けられ、生活循環が行われる。必要な生計費を支出できると<表2>によるように、総理府家計調査による全国勤労者世帯と総評の理論生計費総括表との間には、消費支出で実額75,910円の開きがあり、労働側が労働力の価値としての生活費を算定しているとするれば、その価値は55.4%に切り下げられていることになろう。又、生産の永続的な持続にとっては災害、疾病等による労働力の損失を不可避とする時、夫婦2人に3人以上の子供が誕生する必要がある。しかし、強蓄積下の労働力流動化等によって今日の世帯人数は1968年（昭和43年）に4人を割り、1人の女子が一生の間に生む平均男女児の出生率は1975年（昭和50年）1.91に落ち込んでいる。これは世代的再生産が円滑に行われていないことであり、労働力の価値としての家族の生活費の未払いがその重要な一因であろう。又、労働力の育成費の個人的消費に占める大きさと不十分さは、親が労働力の質的向上を計る機会保障としての社会的研修施設、その為の時間の貧困、及び子女のいわゆる教育費に現われている。それぞれの家庭に於て、疾病、負傷、出産、老令、廃疾、死亡、業務災害、失業、貧困等に対する個人的防衛は多く貯蓄として行われている。1976年の全国勤労者世帯の消費支出は180,663円であるが実外支出は、118,318円で、内わけは貯金81,701円、保険掛金10,070円、借金返済8,111円、月賦払6,333円、掛買払い2,156円、有価証券購入1,831円、財産購入7,590円その他526円で貯金へ多く振り分けられている。しかし、実外収入に於ける貯金引出しが58,615円であるから純増は、一世帯当月23,086円となる。平均貯蓄性向でも、76年13.8%で依然として高い。又貯蓄残高をみると、<表3>にみれるように、76年貯蓄残高は315.1万であり、この年の実支出は年246.5万円であるから、1年間程の生活費相当の備蓄である。民法は、三親等内の扶養の義務を定めているが、これら労働者家族にあっては父母の生活を維持するのが困難な状態であって、世代的再生産も先にみたように縮小せざるを得ない時、血縁、地縁による相互扶助の構造的分解としてみられるように期待できないのが現状である。

貯蓄目的は<表4>のようであるが、「病気や不時の災害の備えとして」が最も大きく、日本特有の職業選択、賃金、労働条件等の差別は子供の教育費投資を強制しており、半数がその備えに又、下水道の普及等が殆んど行われていないような生活関係の社会資本の貧困さは持家志向を一層高めており、又老後は先ほどの核家族化、低収入、社会参加の機会縮小による孤立感を深めている。これら住居と老後の不安に対してを1/2以上が目的に貯蓄している。いずれにしても、現在から将来を見通してのものであるが、賃金にこの部分の労働力の価値が

ほとんど含まれていない現在、骨身をけずっての貯蓄である。その95%以上が金融機関、社内預金で資本に吸収されている。

以上みてきたように、基本的に労働力の価値以下の低賃金が被用者家族の生活を悪化させている。そして、<1>で述べたように、生活困難、危機等の発現を生起させる要因は強まっている。

では、次にライフサイクルの側面から現行の社会保障制度を生活問題との関係で検討したい。

### <3>

現在の社会保障制度（社会保険、公的扶助、公衆衛生、医療、社会福祉）とライフサイクルとの関連は<表5>のようになっている。周知のように、家庭経済は世帯単位であり、構成員は、核家族であれば親・子、三世代家族であれば祖父母が通常である。そして就労可能な者の稼得をプールし、各人の必要に応じて共産的に支出される。子女は少なくとも義務教育終了年令まで扶養され、拡大家族であれば、定年退職後は子供に扶養される度合いが深まっていく。

所得保障を見ると、児童手当1人月5,000円が14才まで給付される。これは、第3子以後の子に対してであり収入制限もある。先進国では第1、第2子から給付し、給付額も高い現状を見ると日本は遅れている。又、貧困世帯に対しては生活保護法による扶助給付が、資力調査と劣等処遇の下にあるが、その給付は、条件を満たす限り生涯を通じて行われている。そして事故別給付を除けば、老令期（厚生年金 女子55才、男子60才、国民年金 65才、男子70才）の厚生年金、国民年金等があり、長期の加入期間を必要としている。そしてその給付額は1974年現在で、厚生年金の1人年当りの月額額は、老令年金で38,201円、通算老令年金で13,310円であり、被用者であった時の期間と賃金によって異なる。

前にみたように、在職中の賃金が低く、格差がある下でそれを基礎とする報酬比例部分の存在は、老令期の生活も、又、稼働中のそれらに規定されている。又、無拠出の老令福祉年金が70才以上に給付されるが、その月額額は15,000円であり、生活扶助額より少ない。このように現在の年金額は老後の生活はもちろん生存を維持するにも足りない。事故別給付の場合をみても、年功賃金を算定の基礎にもち、その事故からの回復は正常時より多くの経費を必要とするであろうが、現実には割引いた給付額が算定され、給付期間も限定されている場合が多い。

そして、この<表5>をみてもわかるように、制度は複雑を極めており、制度の種類間格差は大きい。又、給付に必要な資格が厳格に定められている。そして述べたように、単身者賃金を基底とする年功序列賃金に固く結びついて連動し、低水準である。

このような、社会保障の現状は、ライフサイクル以前の問題が大きく横たわっていることを浮び上がらせる。しかし、現実には労働者階級及び、零細的な自営業者、農民の生活に於て、個人的生活への責務とされている労働力の維持と再生産の循環が、述べたような障害危険に脅やかされている時、現実的生活問題解決が計られねばならないであろう。今日の社会保障が不十分とはいえ、日々の生活（労働力）の循環及び、世代的な生活（労働力）の循環に対応しているのは労働運動の圧力による所の一定の成果である。よって、生活保障という理念の実現へ向っての一層の改善は、1942年、ベヴァリッジが示した運営機関の責任統一、均一拠出、均一給付、又垂直的再分配へ労働組合単一のみでなく国民的な要求圧力の実現が急務であろう。

#### <引用文献>

- (1) 社会保障研究所編：日本の社会保障資料 I，至誠堂，p. 188～189. 昭和50年
- (2) 近藤文二：社会保障，東洋書館，p. 299. 昭和27年
- (3) 健康保険連合会：社会保障年鑑1678年版，東洋経済新報社，p. 468～469. 昭和53年
- (4) 末川博：六法全書，岩波書店，1977年